

陸上自衛隊ドクトリンにおける 日米折衷の形成過程

——警察予備隊の創設から『野外令』の制定、そして米国式採用の確定まで——

河野 通 (Veruhu)
Tōru Kawano

Abstract

This article reconstructs the process by which the Japan Ground Self-Defense Force (JGSDF) came to adopt a hybrid operational doctrine fusing the method of the U.S. Army with that of the former Imperial Japanese Army. Drawing on primary sources and the official studies of Japan's National Institute for Defense Studies—chiefly the work of Kuzuhara Kazumi and Higuchi Shunsaku—it traces five phases: the premise (the former army's self-criticism after defeat), the wholesale transplantation of the American model through the National Police Reserve created in 1950, the reception of American operational thought, its institutionalization from the translated manual *Sakusen Gensoku* (1952) to the *Yagai-rei* (1957, 1968), and the settlement of the dispute between Japanese-style and American-style tactics. The decisive moment came in September 1961, when a heated debate at the GSDF Staff College between Imoto Kumao and Shingu Yota was adjudicated by Chief of Staff Sugita Ichiji in favour of the American method. The article argues that the resulting hybrid possessed a two-layered structure: American in form—tactical reasoning, staff procedure, and the principles of war—yet Japanese in its substratum, namely the priority of homeland defence and an authority-bound view of knowledge inherited from the Imperial Army. This structure was not an imposed transplant but a self-reform undertaken by the former-army generation itself, and it bequeathed both the asset of an indigenous homeland-defence orientation and the liability of a doctrine received as immutable principle rather than as a hypothesis open to criticism and revision.

Keywords: JGSDF, military doctrine, National Police Reserve, principles of war, Yagai-rei, civil-military reform, postwar Japan

凡例

- 一、本稿における年月日は算用数字で表記した。巻号・頁・人数・項目数など年月日以外の数量は、原則として漢数字を用いた。
- 一、人名は原則として敬称を略した。旧軍人の階級・職名は、特に断らない限り当該時点のものを用いた。
- 一、史料の引用は原文の表記を尊重しつつ、旧字体・異体字は通行の字体に改め、必要に応じて句読点を補った。
- 一、外国語文献の書名および引用は、原綴を併記した。
- 一、本稿が依拠した主要史料は、葛原和三「朝鮮戦争と警察予備隊」(防衛研究所紀要第八巻第三号、2006年)、同「警察予備隊の創設と日米軍事思想の葛藤」(陸戦研究、2010年)、樋口俊作「『野外令』の性格を考える」および「草創期の陸上自衛隊における『戦いの原則』の受容」(ともに2023年)、北川敬三「日本海軍から海上自衛隊へ」(海幹校戦略研究第七巻第一号、2017年)、ならびに史実研究所研究資料(1951年)等である。
- 一、本文中の図はすべて筆者が作成した。出所を要する数値については各図の注記に示した。

はじめに——問題の所在

陸上自衛隊の運用思想、すなわちその教範体系の根幹をなす考え方は、しばしば「米陸軍式と旧日本陸軍式の折衷」と評される。実際、戦後最初の体系的教範であった『作戦原則』(1952年)は米陸軍の1949年版野戦教範を翻訳したものであり¹、その後継たる『野外令第一部(草案)』(1957年)に至って初めて「日米折衷案的性格」を帯び²、さらに1968年版『野外令第一部』においてその性格が確定していった。この「折衷」という言葉の背後には、敗戦・占領・再軍備という激動の十数年のなかで、旧軍人たちが「何故負けたか」という痛切な反省を起点としつつ、戦勝国たる米軍の運用思想をいかに受け容れ、また何を自国固有のものとして残すべきかをめぐって戦わせた、長く激しい議論の堆積がある。

本稿の目的は、陸上自衛隊がそのドクトリンを米陸軍式と旧日本軍式の折衷で行くと決断するに至った歴史的過程を、一次資料および防衛省・防衛研究所の公的研究に依拠して跡づけ、その思想的構造を明らかにすることにある。とりわけ本稿が「山場」として重視するのは、1961年前後に陸上自衛隊幹部学校をめぐって展開された日本式戦術と米国式戦術の路線対立——前幹部学校長井本熊男と新幹部学校長新宮陽太との間で交わされた激論、そしてこれを杉田一次陸上幕僚長が裁定して米国式採用を明確化したという一連の経緯——である³。この三人がいずれも公職追放を解除されて復帰した旧陸軍大佐であったという事実は、折衷ドクトリンの形成が、旧軍世代自身の手による自己批判と選択の所産であったことを象徴している。

先行研究と本稿の位置

警察予備隊から自衛隊への再軍備過程については、増田弘『自衛隊の誕生』をはじめとする政治史・制度史研究の蓄積がある⁴。また、軍事顧問団幕僚長フランク・コワルスキーの回想『日本再軍備』は、創設期の内側を伝える第一級の証言として知られる⁵。しかし、これら先行研究の多くは組織・人事・装備・政治過程に焦点を当てており、運用思想——いかなる戦い方の論理を採るか——の受容と相克を正面から論じたものは多くない。

この空隙を埋めたのが、防衛研究所戦史部の葛原和三による論考「朝鮮戦争と警察予備隊」である。葛原は、米軍事顧問団が警察予備隊の教育訓練に及ぼした影響を主題とし、復帰した旧軍人が米軍の軍事思想をどのように受容したかを、作戦思想の面から考察した⁶。本稿の歴史的記述は、その多くをこの葛原論文と、近年の陸上自衛隊教育訓練研究本部の樋口俊作による一連の論考——『野外令』の性格論および「戦いの原則」受容論——に負っている⁷。本稿はこれらの成果を、「折衷の形成」という一本の筋に編み直し、その前提(旧軍の反省)・移植(米軍式の全面導入)・相克(日米方式論争)・決着(米国式の確定)・遺産(今日への含意)という五つの局面として通観しようとするものである。

折衷ドクトリンの形成は、単独で生じた現象ではなく、より大きな政治的文脈のなかに置いてはじめて十全に理解しうる。第一に、旧軍人の復帰と政軍関係の再編という問題系がある。中島信吾は、大佐級旧軍人の復帰をめぐる日米交渉と日本政府内部の葛藤を分析し、戦後日本型の政軍関係がこの過程で形成

¹樋口俊作「草創期の陸上自衛隊における『戦いの原則』の受容」教育訓練研究本部「記事等」(2023年10月脱稿)二頁。同稿によれば、戦後最初の教範は1949年版米陸軍教範 FM 100-5, Field Service Regulations: Operations を翻訳した『作戦原則』(保安庁第一幕僚監部、1952年)であった。

²葛原和三「朝鮮戦争と警察予備隊——米極東軍が日本の防衛力形成に及ぼした影響について——」『防衛研究所紀要』第八巻第三号(2006年3月)三六頁。

³同上、三六～三七頁。葛原はこの決着の典拠として渡壁正「私観浅史——自衛隊余話」『軍事史学』第一五六号(2004年3月)七三頁を挙げている。

⁴増田弘『自衛隊の誕生——日本の再軍備とアメリカ』中公新書、2004年。米軍と警察予備隊の関係を扱った代表的研究である。

⁵フランク・コワルスキー(勝山金次郎訳)『日本再軍備——米軍事顧問団幕僚長の記録』中央公論新社、1999年。

⁶葛原、前掲論文、二一頁。葛原は本論文を「先行研究ではほとんど取り上げられてこなかった」教育訓練面に着目したものと位置づけている。

⁷樋口俊作「『野外令』の性格を考える」教育訓練研究本部「記事等」(2023年10月脱稿)；同「草創期の陸上自衛隊における『戦いの原則』の受容」(前掲)。いずれも防衛省陸上自衛隊教育訓練研究本部のウェブサイトで公開されている。

されたことを明らかにした⁸。本稿が運用思想の面から描く「折衷」は、この政軍関係の再編と表裏一体の関係にあった。第二に、吉田茂のいわゆる「軽武装・経済重視」路線——後に「吉田ドクトリン」と呼ばれる戦略選択——との関係である。波多野澄雄と佐藤晋は、吉田の新国軍構想に「制度的にも人的にも旧日本軍との連続性を断ち切り、アメリカの援助によって『民主的軍隊』として育成していく」という希望が込められていたことを指摘する⁹。旧軍との断絶を志向する政治指導と、旧軍人自身による思想的自己改革とが交差する地点に、折衷ドクトリンは形づくられた。本稿は、これら政治史の成果を踏まえつつ、運用思想という従来手薄であった層に光を当てる。

資料について

本稿が依拠する主要資料は次のとおりである。第一に、米極東軍第八軍司令部戦史室が編纂した英文公刊史 History of The National Police Reserve of Japan(1955年)である。これは警察予備隊を「実際には軍隊であった」と明言する一次資料であり、葛原論文を通じてその要点を参照する¹⁰。第二に、旧軍人側の自己批判文書である史実研究所研究資料「旧陸軍典令及び戦略戦術並びに統帥指揮に関する思想中改正又は増補を要する基本事項について」(1951年3月、防衛研究所図書館蔵)である¹¹。第三に、日米双方の教範類——旧日本軍『作戦要務令』、米陸軍 FM 100-5(1949年版ほか)および FM 101-5『幕僚勤務』、ならびに陸上自衛隊『作戦原則』(1952年)・『野外令第一部(草案)』(1957年)・『野外令第一部』(1968年)——である。これらの相互関係の把握には、樋口論考が整理した教範系譜に多くを負っている。なお、人物の経歴は秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第二版(東京大学出版会、2005年)および防衛庁編纂の各種部隊史によった¹²。

⁸中島信吾「戦後日本型政軍関係の形成」『軍事史学』第一三三号(1998年6月)。葛原、前掲論文、二九頁注に所引。大佐級復帰をめぐる日米交渉と日本政府内の対応を扱う。

⁹波多野澄雄・佐藤晋「アジア・モデルとしての吉田ドクトリン」『軍事史学』第一五六号(2004年3月)一三頁。葛原、前掲論文、三三頁注に所引。

¹⁰Office of the Military History Officer, HQ AFPE/Eighth Army, History of The National Police Reserve of Japan (23 July 1955)。葛原、前掲論文、二二頁所引。同書序文は「新しい警察組織は実際には軍隊であった」と記す。

¹¹史実研究所研究資料「旧陸軍典令及び戦略戦術並びに統帥指揮に関する思想中改正又は増補を要する基本事項について」1951年3月(防衛研究所図書館蔵)。葛原、前掲論文、三四～三五頁および樋口「戦いの原則」一二頁に所引・分析がある。

¹²秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第二版、東京大学出版会、2005年。自衛隊期の補職は防衛庁自衛隊十年史編集委員会編『自衛隊十年史』大蔵省印刷局、1961年、および陸上自衛隊幹部学校編『幹部学校三十年史』1982年による。

折衷ドクトリン形成の歩み

■ 前提 ■ 移植/転換 ■ 反省/受容 ■ 制度化 ■ 決着



図1 折衷ドクトリン形成の全体年表（1945～1968年）

第一章 折衷の前提——旧日本軍の用兵思想と敗戦の反省

第一節 旧日本陸軍の「戦い方」

陸上自衛隊が受け継ぎ、あるいは捨て去ろうとした「旧日本軍式」とは何であったか。これを明確にしておかなければ、「折衷」の一方の極を測ることはできない。日本陸軍の用兵思想史を体系的に研究した前原透は、日本陸軍の戦い方の特徴として、攻撃・攻勢主義、火力軽視・白兵突撃主義、精神主義、機動・包囲主義、そして先制・決戦・殲滅による速戦速決主義の五つを挙げている¹³。これらはいずれも、1909年版『歩兵操典』から1929年の『戦闘綱要』に至るおよそ二十年の間に、日本陸軍の典範令とその公的解説のなかで出揃ったものであった¹⁴。

¹³前原透『日本陸軍用兵思想史——日本陸軍における攻防の理論と教義』天狼書店、1994年、「はじめに」一頁。樋口「戦いの原則」一〇～一一頁の整理による。

¹⁴同上、一一頁。攻撃主義・白兵主義・精神主義は1909年版『歩兵操典』に、包囲殲滅・速戦速決は1929年制定の『戦闘綱要』に明確に確認できるという。

これらの「主義」を貫く論理は、物的劣勢を精神的優越によって補うという、戦力構成の前提に根ざしていた。日米両軍の作戦思想の最も基本的な相違は、まさにこの戦力構成の前提の差異に基づく。米軍が戦力の優越を前提としたのに対し、日本陸軍は——『作戦要務令』綱領第二が「攻撃精神充溢せる軍隊は能く物質的威力を凌駕して」と謳ったように——物的戦力よりも精神戦力に、機械よりも人間に頼らざるをえなかった¹⁵。その結果、陸軍はあくまで歩兵を主兵とする編成装備を採り、火力と機動力の相乗した打撃力という点では不十分なものとどまった。

しかも、これらの「主義」は、時代や場面を超えて普遍的かつ不変的に通用するものと信じられるようになっていった。第一次世界大戦の戦訓では白兵戦による敵の殲滅が「不変の鉄則」とされ、陸軍大学校では包囲殲滅が「不変の鉄則」として教官から示され、精神的価値の偉大さは「千古不変の原則」として語られた¹⁶。ただし、日本陸軍の軍人として、これらの「主義」を機械的に適用すれば必ず勝てると考えていたわけではない。典範令の「綱領」は「之二拘泥スルコトナク常ニ工夫ヲ積ミ創意ニ勉メ」よと求めており、原則はあくまで運用の妙によって生かされるべき知識とされていた¹⁷。この「普遍的原則は存在するが、その運用には術を要する」という二重構造こそ、後に米軍式の「戦いの原則」が円滑に受容される素地となる。

第二節 敗戦・非軍事化・追放

1945年の敗戦は、日本陸軍にこの上ない衝撃を与えた。占領軍は徹底した非軍事化政策をとり、職業軍人を公職から追放して、日本人自らの手による再軍備の道を閉ざした¹⁸。これにより、旧軍の組織的継承は人的にも制度的にも断ち切られた。だが、追放された旧軍人たちは沈黙していたわけではない。彼らの一部は、「何故負けたのか」という問いを正面から引き受け、敗戦の原因を旧軍の用兵思想そのものに探ろうとした。

その中心となったのが、元大本営陸軍部作戦課長服部卓四郎を中心とする、いわゆる「服部グループ」である。服部は復員省関係の職を辞した後、独立国となれば必ず再軍備の時が来るとの見通しのもと、その研究に必要な同志を糾合した¹⁹。井本熊男、原四郎、稲葉正夫らが加わり、さらに「三十四期の三羽鳥」と称された西浦進や堀場一雄らが合流して、この集団は形づくられた。彼らは再軍備の研究を行うとともに、極東国際軍事裁判におけるA級戦犯弁護資料の作成にも携わった。

このグループのシンクタンクであった「史実研究所」が、1951年3月にまとめた研究資料こそ、本稿が折衷の出発点と位置づける文書である²⁰。そこには「国防軍は謙虚に内省し、大胆率直に誤りを正し、足らざるを補い」と記され、陸軍指導層自身による内部的反省の趣が明瞭である。その内容は、後に詳しく見るように、皮肉にも対極にあったはずの米軍の作戦思想とほぼ一致するものであった。敗戦の痛恨が旧軍世代に自らの「主義」を否定させ、かえって米軍式を受け容れる心理的基盤を整えた。

第三節 『作戦要務令』という体系——折衷が乗り越えようとした基準

旧日本軍式の運用思想を一冊の書物として体現していたのが『作戦要務令』である。同令は1938年（昭和13年）、軍令陸第一九号として全軍に公布された、諸兵種協同の作戦・戦闘の基準書であった。日中戦争の戦訓を採り入れ、対ソ戦を主たる想定として編まれたこの教範は、それ以前の『戦闘綱要』（1929年）を母体とし、日本陸軍の戦い方を集大成したものである。陸上自衛隊の『野外令』が後に占める地位——すべて

¹⁵葛原、前掲論文、三三頁。『作戦要務令』綱領第二の文言を引きつつ、日米作戦思想の基本的相違を「戦力構成の前提の差異」に求めている。

¹⁶樋口「戦いの原則」一一～一二頁。臨時軍事調査委員『欧州戦ノ経験ニ基ク戦術ノ趨勢』ほか当時の陸大教育資料に基づく分析である。

¹⁷同上、一二頁。陸軍省『戦闘綱要』（1929年）「綱領」九頁の文言による。原則の運用には創意工夫を要するという考え方は、後述する米軍教範や陸上自衛隊『野外令』とも親和的であった。

¹⁸葛原、前掲論文、三六頁（「おわりに」）。占領軍の徹底した非軍事化政策が、日本人自身による再軍備の道を閉ざしていたとする。

¹⁹井本熊男の経歴に関する記述は秦編『日本陸海軍総合事典』第二版および関連伝記による。井本は参謀本部作戦課・大本営陸軍参謀を歴任し、服部から再軍備研究のための人選を託されたとされる。

²⁰史実研究所研究資料、前掲。葛原はこれを「実質上、旧陸軍将校最大の活動組織となっていた服部グループのシンクタンク」による研究資料と位置づける（前掲論文、三四頁）。

の教範類の基準たる運用思想の根本書——を、旧軍において担っていたのが、この『作戦要務令』であった²¹。

『作戦要務令』綱領は、その第二において「攻撃精神充溢せる軍隊は能く物質的威力を凌駕して戦捷を完うし得るものとす」と謳い、物的劣勢を精神的優越によって補うという日本陸軍の根本信条を明文化していた。状況判断についても、その第七・第八は「常に敵に対し主動の地位」に立ち、戦機に投じて決心することを求めた。これらの規定は、第一節で述べた攻勢主義・精神主義・速戦速決主義を、作戦・戦闘の全局面にわたって体系的に貫くものであった²²。

この体系の背後には、第一次世界大戦の分析から導かれた「殲滅戦」の思想があった。参謀本部が1921年に編んだ『欧州戦争叢書 特第十一号 殲滅戦』は、「紀元前二百年有余に在りし『カンネ』戦闘より今次の欧州大戦乱に至る間に於ける代表的殲滅戦より帰納し、殲滅戦法の本質並びに之が方式に就きて研究せんとす」と述べ、古今の戦史から殲滅戦法を帰納するという方法をとっていた²³。日本陸軍で陸上自衛隊幹部候補生学校長を務めた竹下正彦は、この『殲滅戦』を「当時われわれの愛読、再読した戦術参考書」と回想しており、同書が将校層に広く読まれていたことがうかがえる²⁴。注目すべきは、後に陸上自衛隊『野外令 第一部の解説』が「戦いの原則」を「古今幾多の戦史・戦例から帰納された」原則と説明する、その説明様式が、この『殲滅戦』のそれと酷似している点である。折衷ドクトリンが乗り越えようとした旧軍の体系は、その思考の型において、皮肉にも折衷ドクトリン自身のなかへ影を落とした。この点は第四章で改めて論じる。

第二章 米軍式の全面移植——警察予備隊の創設

第一節 軍事的空白と「カバープラン」

1950年6月25日の朝鮮戦争勃発は、占領軍の非軍事化方針を急転させた。在日米陸軍四個師団のうち三個が釜山橋頭堡へ投入され、残る第七師団も仁川上陸に参加したため、9月中旬から日本には「軍隊と呼べるもの」が存在しない事態となった²⁵。この空白を埋めるべく、7月8日、マッカーサーは吉田首相に対し警察予備隊七万五千の創設と海上保安庁八千の増員を指令した²⁶。

ここで重要なのは、この新組織が「軍隊」としてではなく「警察部隊」として偽装して創設されたという事実である。米極東軍第八軍司令部戦史室の公刊史は、その序文を「日本における警察予備隊の創設は、歴史的に非常に重要である。なぜなら新しい警察組織は実際には軍隊であったからである」という一文で始めている²⁷。この偽装は「カバープラン」と呼ばれ、「警察用語の使用は、意図されているものが軍事力であることを十分にカバーしうる」という認識のもとに採られたものであった²⁸。軍事顧問団幕僚長フランク・コワルスキー大佐は後年、再軍備への方針転換にあたって憲法を改正しなかった不作為を批判し、「軍隊の健全な発展を阻害することに鑑み、マッカーサー元帥は憲法の一部を改正すべきであった」と回想している²⁹。創設時のこの性格の曖昧さは、その後の教育訓練のあり方にも複雑な影を落とすことになる。

第二節 幹部任用をめぐる米軍内の暗闘

警察予備隊の最大の特徴は、隊員募集が「下から」始められたことにあった。最初に採用された七万四千余名の全員が二等警査(二等陸士に相当)に任命され、幹部が一人もいないという異常な状態から出発し

²¹『作戦要務令』の日本陸軍における地位について、樋口『『野外令』の性格を考える』は「日本陸軍における『作戦要務令』の地位は、概ね陸上自衛隊の『野外令』に相当する」と述べる。1938年制定、軍令陸第一九号。

²²葛原、前掲論文、三三頁、三五頁。『作戦要務令』綱領第二および第七・第八の規定による。

²³参謀本部編『欧州戦争叢書 特第十一号 殲滅戦』借行社、1921年、五頁。樋口「戦いの原則」一六～一七頁所引・分析による。

²⁴竹下正彦「大東亜戦争に現れた日本陸軍の戦略・戦術思想の一面について」『軍事史学』第六巻第一号(1970年5月)三五頁。樋口「戦いの原則」一七頁所引。

²⁵葛原、前掲論文、二一頁。在日米陸軍の朝鮮投入により、日本本土に軍事的空白が生じた経緯を述べる。

²⁶同上、二二頁。マッカーサー書簡(1950年7月8日)による。大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第一巻所収。

²⁷History of The National Police Reserve of Japan, p.1. 葛原、前掲論文、二二頁所引。

²⁸同上、二二頁。History of The National Police Reserve of Japan, pp.41-44 による。

²⁹コワルスキー、前掲書、三三八頁。葛原、前掲論文、二二頁所引。

た³⁰。この幹部をどこから充てるかをめぐっては、追放解除による軍人起用案、警察官など官吏起用案、一般公募案の三案が争われ、米軍内部でも激しい論争が起きた。

この論争は、占領統治の主導権争いそのものでもあった。参謀部第二部長チャールズ・ウィロビー少将は、戦史編纂に協力していた服部卓二郎大佐に主要幹部の編成を指示し、服部は旧軍将校約四百名の人選を行って名簿を提出した。ところが、これに反対した民政局長コートニー・ホイットニー准将らとの対立の末、最終的にマッカーサーの裁断によって、公職追放中の旧軍人は採用しないと決せられた³¹。この結果、1950年末の段階では、採用された旧将校五千二百余名はすべて予備役将校にとどまり、陸軍士官学校・海軍兵学校卒の正規将校は除外されていた³²。警察予備隊は、正規将校という旧軍のエリートを欠いたまま、米軍式の組織づくりに着手した。服部グループ自身も、再軍備に備えて元陸軍軍人四〇〇～五〇〇名を中堅幹部候補として選定し、政府からの要請があれば応じるよう働きかけたが、この試みは結局実を結ばなかった³³。

第三節 軍事顧問団による全面的統制

主権回復までの警察予備隊は、連合国最高司令官の指揮下にあった。これを指導する軍事顧問団は、対外的配慮から「民事局別室(CASA)」と称された³⁴。軍事顧問の直接指導は人事・文書管理・物品調達の手立てに及んだが、なかでも最も統制が厳しかったのは教育訓練であった。訓練の内容・計画・方法のすべてが軍事顧問の直接指示に従うことを要求され、警察予備隊独自のものを組み入れることは許されなかった³⁵。

編成・装備から教範の使用用語、部品カタログの番号に至るまで、すべてが米軍を基準とした。基幹要員の教育は、越中島学校(人事・補給)、江田島学校(初級幹部・武器・施設・通信)、東京指揮学校(幹部教育)で行われ、とくに東京指揮学校では米軍教官が通訳を介して「指揮幕僚課程」を実施した³⁶。この全面的な米軍式移植は、隊員の中に複雑な感情を呼んだ。警察予備隊本部の分析によれば、米軍の過度の干渉に対する隊員の反応は反感・迎合・無関心の三つに大別され、反感はとくに中堅幹部級に多かったという³⁷。反感の理由としては、米軍の干渉が必要以上に広範かつ細部にわたって自主性を認めないこと、その指導が日本と日本人の実情を無視したものが多くことが挙げられ、こうした反米感情は中堅幹部から一般隊員へと次第に波及していった。旧軍人の多くは「いずれ国軍への基盤となる」と信じて志願したものの、米軍の厳しい統制に幻滅して退職する者も多く、発足1年で一割を超える八千五百名の欠員が生じた。米軍式の移植は、決して摩擦なく進んだのではなかった。

第四節 訓練の段階——「警察」から「軍隊」へ

警察予備隊が「警察部隊」から実質的な「軍隊」へと脱皮していく過程は、軍事顧問団が指導した六期にわたる訓練の段階に、はっきりと刻まれている。発足直後の1950年秋、全国二八カ所のキャンプで開始された第一期訓練(一三週・各個訓練)は、消火器取扱いや治安維持行動を内容とする、文字どおり初歩の段階であった。装備もカービン銃にとどまった。第二期(中隊訓練)、第三期(大隊訓練)と進むにつれて重機関銃・迫撃砲・無反動砲などが順次加えられ、部隊としての訓練水準が引き上げられていった³⁸。

³⁰葛原、前掲論文、二三頁。防衛庁人事局人事第二課『募集十年史』上(1961年)に基づく。当初は幹部が皆無で、腕章を巻いた「仮幹部」が指定された。

³¹同上、二三頁。防衛庁自衛隊十年史編集委員会編『自衛隊十年史』(1961年)三〇頁による。葛原は同頁注で、ウィロビーの旧将校採用案とホイットニーの反対との対立を指摘している。

³²同上、二三頁。旧将校からの採用者は隊員総数の六・五%にすぎず、その全員が予備役の将校であった。

³³服部グループによる中堅幹部候補の選定とその不調については、井本熊男の経歴(秦編『日本陸海軍総合事典』第二版)に関連記述がある。井本自身は辰巳栄一の率いる人選により1952年に警察予備隊へ入隊した。

³⁴葛原、前掲論文、二三～二四頁。軍事顧問団の任務は民事局に与えられ、その名称は対外配慮からCivil Affairs Section Annex(CASA)とされた。

³⁵同上、二四～二五頁。「最も統制が厳しかったのは教育訓練であった」とし、独自の要素を加えることが許されなかったと述べる。

³⁶同上、二四～二五頁。陸上自衛隊幹部学校『陸上自衛隊幹部学校史』第一編(1958年)七～八頁による。

³⁷同上、二五頁。防衛庁庁史室編『戦後防衛の歩み(警察予備隊から自衛隊へ)』による隊員動向の分析。

³⁸葛原、前掲論文、二四～二五頁および表一「訓練の期区分と訓練内容等」。『自衛隊十年史』に基づく。第一期は各個訓練・カービン銃、第二～三期で重機・軽機・迫撃砲等が加わる。

「警察」から「軍隊」へ——訓練段階の上昇

段階が進むにつれ装備が重装化し、警察部隊が連隊水準の野外行動を行う部隊へと変態した。

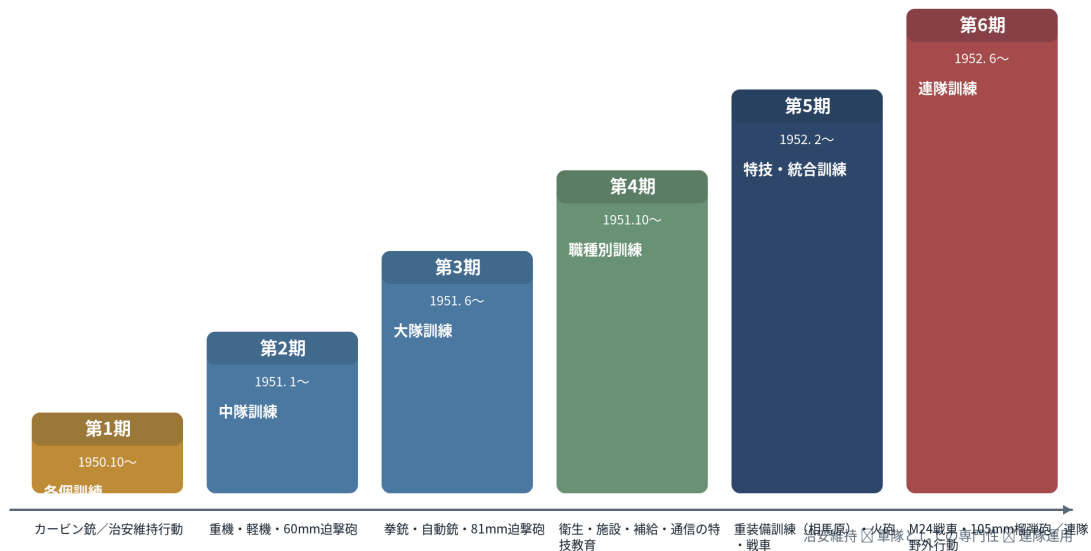


図2 警察予備隊の訓練段階(第1期～第6期)と装備の充実

この訓練段階の推移には、警察予備隊の性格転換が反映されている。主要な小火器の装備が終わる第三期までは、警察部隊としての治安訓練が主体であった。ところが、1951年9月の講和条約調印の後に始まる第四期からは職種別の特技訓練が導入され、軍隊としての専門性の萌芽がうかがえるようになる。第五期では戦車・火砲・重迫撃砲の重装備訓練が相馬原などで行われ、第六期(連隊訓練)が終了する頃には、警察予備隊は連隊水準の野外行動を行いうる部隊へと成長していた³⁹。「警察」の名のもとに始まった組織が、訓練の進展とともに装備・編成・運用のすべてにわたって「軍隊」へと変態していく——この過程こそ、米軍式の運用思想が身体化されていく実地の現場であった。基幹要員教育もこれと並行して進められ、最初の予備隊合格者から選抜された者が江田島学校で武器・小部隊指揮の教育を受け、さらに選抜された四〇名が東京指揮学校の「指揮幕僚課程」で米軍教官の教育を受けて、大隊長や幕僚に任じられていった⁴⁰。

第三章 「防衛部隊」への転換と旧軍人の復帰

第一節 中国の介入とマッカーサーの決断

1950年11月、中国人民志願軍の参戦は、警察予備隊の性格を根本から変えた。マッカーサーにとって中国の本格介入は「全く新たな戦争」を意味し、共産陣営との全面戦争を予想させる衝撃となった⁴¹。1951年1月、ソウル放棄の止むなきに至ったマッカーサーは、それまでの「警察部隊」という態度を翻し、警察予備隊への重装備交付を「朝鮮戦争の要求に匹敵し、遅延は許されない」緊急事と位置づけた⁴²。

要求された兵器リストには、当時唯一T-三四戦車に対抗できるM二六中戦車三〇七両が含まれ、装軌車両は合計七六〇両、概ね米軍四個歩兵師団に相当する装備が求められていた⁴³。米陸軍省が「軽師団では」と難色を示したのに対し、マッカーサーは「共産ドクトリンによって装備され訓練された外国軍隊による日

³⁹ 葛原、前掲論文、二五頁。第四期から職種別特技訓練が入り「軍隊としての専門性の萌芽」がうかがえ、第六期終了時には連隊水準の野外行動が可能になったとする。

⁴⁰ 同上、二五頁。江田島学校での四週間の教育の後、選抜された四〇名が「指揮幹部要員」として東京指揮学校に送られ、米軍教官が通訳を介して教育する六週間の「指揮幕僚課程」を修了した。

⁴¹ 葛原、前掲論文、二六頁。津島一夫訳『マッカーサー回想記』下(朝日新聞社、1964年)二八一頁による。

⁴² 同上、二六～二七頁。History of The National Police Reserve of Japan, p.206 による。

⁴³ 同上、二六～二七頁および表二「警察予備隊に必要とされる兵器リスト」。米陸軍省は当初「重師団ではなく軽師団では」と回答したが、マッカーサーは中戦車と榴弾砲を欠く警察予備隊は「全く不十分」と断言した。

本に対する全面的侵攻も含むあらゆる事態」への対応を理由に、中戦車と榴弾砲の必要を譲らなかった。この決意によって、警察予備隊は「カバー」を脱ぎ捨て、防衛部隊へと変貌することになる。

第二節 リッジウェイと旧軍人復帰の論理

1951年4月、マッカーサーの後任として着任したマッシュウ・リッジウェイ大將は、ソ連の本格介入による全面戦争を現実の脅威として恐れていた。米統合参謀本部の情勢見積りは、1951年8月から9月にかけての共産陣営の全面攻勢の可能性を「明らかに切迫した敵の可能行動」として最大級の危機感をもって報告していた⁴⁴。実際、米国防省はこの脅威に備えて1951年4月から第一六軍団(第四〇・四五州兵師団)を米本国から日本へ移駐させ、5月10日からは北海道・青森の防衛を担当させていた。リッジウェイ自身、着任数日後に最も侵攻の可能性が高いと見た北海道の偵察飛行を行っている⁴⁵。

朝鮮戦線で韓国軍の指揮崩壊を目の当たりにしたリッジウェイは、「政治的訓練しか受けていない指導者達」の脆さを、そのまま警察予備隊の指揮幕僚活動の危うさに重ねた⁴⁶。彼は米統合参謀本部への報告で、能力不十分な高級幕僚に補佐された警察予備隊に今後数年依存せざるをえず、その間にソ連が攻撃に出れば米軍人の損失はさらに高価なものになると懸念し、「旧陸海軍の大佐にわたる旧将校の追放解除」を緊急に施策すべきと求めた⁴⁷。皮肉なことに、警察予備隊を真の軍隊たらしめるには、米軍が当初排除した旧軍の正規将校——とりわけ高級指揮官・幕僚たりうる大佐級——の専門的識能が欠かせないと、米軍自身が認めざるをえなくなった。

第三節 十一人の元大佐の復帰

旧職業軍人の追放解除は段階的に進められた。まず1951年、終戦直前の任官で旧軍の影響が最も少ないと見積られた陸軍士官学校五八期生から募集が始まり、ついで陸士五三期相当以上の元少佐・中佐へと範囲が広がられた⁴⁸。だが、最後の関門であった大佐級の復帰は、予備隊本部の文官からの強い反対にあって繰り返し見送られた⁴⁹。

この最後の関門が開かれたのは、保安隊への拡張が予定された1952年7月のことである。旧軍人の参加に否定的であった吉田首相の承諾をも得て、一名の元大佐(陸士三四～三九期)の復帰が決定し、将官要員として7月14日付で一等警察正(一佐相当)に採用された⁵⁰。本稿の主題にとって決定的に重要なのは、後に日米方式論争を主導する三人——井本熊男、新宮陽太、杉田一次——が、いずれもこの一名の元大佐に含まれていたという事実である⁵¹。陸軍中央で作戦・情報の中枢を担った彼らこそ、旧軍の用兵思想を最も深く血肉化した世代であり、それゆえにこそ、その思想を米軍式といかに調停するかという問いを、誰よりも切実に引き受けることになる。

⁴⁴ 葛原、前掲論文、二八～二九頁。米統合参謀本部「情勢見積り」(1951年5月9日)による。ソ連極東軍三五個師団による日本本土侵攻の可能性が示唆されていた。

⁴⁵ 同上、二九頁。米国防省は欧州方面とのバランスを考慮しつつ第一六軍団を日本に移駐させ、リッジウェイは着任後まもなく北海道の偵察飛行を行った。

⁴⁶ 同上、二九頁。マッシュウ・B・リッジウェイ(熊谷正巳ほか訳)『朝鮮戦争』恒文社、1976年、二三〇頁による。

⁴⁷ 同上、二九頁。History of The National Police Reserve of Japan, p.166 による。リッジウェイは大佐級将校の復帰なしには警察予備隊が師団としての戦闘効果を迅速に獲得できないと確信していた。

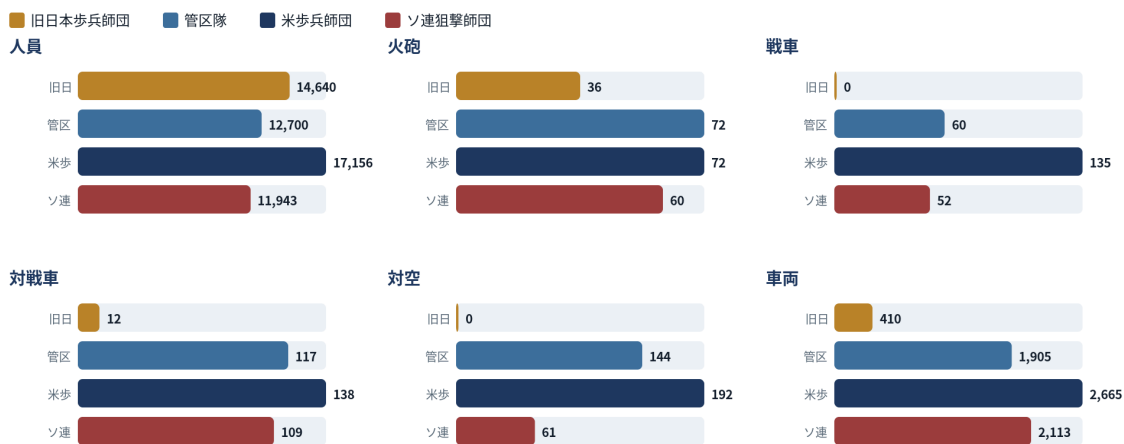
⁴⁸ 葛原、前掲論文、二七～二八頁。追放解除は旧軍の影響が少ないと見られた若年層から始め、順次上級者へと拡大する方式がとられた。第一期幹部候補生二四五名は1951年6月に総隊学校(久里浜)に入校した。

⁴⁹ 同上、三〇頁。大佐級の復帰には予備隊本部の文官が強く反対した。コワルスキー、前掲書、二一一頁参照。

⁵⁰ 同上、三〇頁。一名の元大佐は陸士三四～三九期で、1952年7月14日付で一等警察正として採用された。「辰巳栄一インタビュー記録」大嶽編『戦後日本防衛問題資料集』第一巻、五〇七頁参照。

⁵¹ 同上、三七頁。葛原は「この論議をそれぞれ主導した三名は、いずれも復帰した一名中の大佐であり、彼らが今日の陸上自衛隊につながる作戦思想を構築していく上で決定的な役割を果たした」と明記している。

戦力の比較——管区隊は旧日本師団を凌駕する近代的編成へ



(出所) 「管区隊及び混成団の戦力分析」(防衛研修所、1958年)ほか。葛原和三論文表3に基づき作成。

図3 戦力の比較——管区隊・旧日本師団・米師団・ソ連狙撃師団

復帰した大佐級を加えた警察予備隊(管区隊)の編成装備は、旧日本軍師団を大きく凌駕するものとなった。葛原が防衛研修所の戦力分析に基づいて示した比較によれば、管区隊は旧軍師団に対し、砲兵火力で門数比二倍、最大発射弾量比で三倍、機動力で車両比約五倍を実現し、とくにソ連軍に対抗するうえで不可欠な対機甲火力・対空能力の向上が著しかった⁵²。その質・量はソ連狙撃師団に匹敵し、米軍の編成装備と運用思想の一体的受容は、日本にとって建軍以来画期的な戦力の近代化をもたらした。だが、装備の近代化は同時に、その装備を動かす運用思想の受容を不可避とする。次章では、この思想受容の局面に立ち入る。

第四章 用兵思想の受容——折衷の知的基盤

第一節 統御法の転換——威圧から心服へ

編成・装備・教範のすべてを米軍に倣った警察予備隊にとって、最も根本的な問いは、隊員をいかに統率するかという統御法の問題であった。米軍の統御は、民主主義の原則に立脚した合理的・民主的統御(しばしば「心服統御」と訳される Persuasive Leadership)である。これに対して旧軍の統御は、天皇の権威を頂点とする威圧的なものであった⁵³。1949年版米陸軍教範『作戦原則(Operations)』は、「正しい義務観念、自己の部隊に対する誇り、戦友相互の職責理解の念に支えられた強い兵は、ただ処罰と恥に対する恐怖のみを吹き込まれたものより、遥かに戦闘において士気を阻喪することが少ない」と記し、兵に至るまで個々の役割を理解させる民主的軍隊の特色をよく表していた⁵⁴。

この転換は、単なる技術の移植ではなく、軍隊の精神的基盤の再定義を要した。警察予備隊の隊員は軍人ではなく国家公務員であり、軍法によって律することのできない軍事組織であったから、自主性を重んじ個人の自覚によって規律を維持する自律的組織を作らねばならなかった。林敬三総監が最初に取り組んだのは、まさにこの基本精神の確立であった。林は「天皇」に代わるものを国家・国民とし、「警察予備隊の基本

⁵² 葛原、前掲論文、三三～三四頁および表三「管区隊の各歩兵師団との戦力比較」。「管区隊及び混成団の戦力分析」(防衛研修所、1958年)に基づく。

⁵³ 葛原、前掲論文、三二頁。米軍の「心服統御」と旧軍の威圧的統御とを対比し、民主主義の定着していない当時において民主的統御が可能であったかという問いを立てている。

⁵⁴ 同上、三二～三三頁。Department of the Army, Field Service Regulations: Operations (August 1949) 第八三項による。

精神は愛国心、愛民族心である」と呼びかけた⁵⁵。君主の軍隊から国民の軍隊へという、西洋近代史が長い年月をかけて成し遂げた改革を、警察予備隊は一気に行おうとしていた。米軍の民主的統御は、災害派遣や援農といった自助努力を伴うことで、形だけでなく部隊の隊風にも深く浸透していった。この精神的基盤の刷新は、折衷ドクトリンの最も深い層をなしている。

第二節 史実研究所の「反省」と米軍思想の一致

折衷が可能であった最大の理由は、旧軍人側の自己批判が、結果として米軍の作戦思想と一致していたという事実にある。前章で触れた史実研究所の1951年研究資料は、旧陸軍の典範令および戦略戦術について、全般として「①合理性・客観性の重視、②物力及び技術力の重視、③組織力の統合発揮、④作戦準備の重視、⑤任務と損害との関係の調整」の五項目を掲げた⁵⁶。

さらに戦術面では、その反省は一七項目に及んだ。すなわち、①速戦即決主義思想の強調の放棄、②運動戦を基本とする思想の是正、③防御軽視観念の排除、④重点思想解釈の是正、⑤奇襲・戦機捕捉観念の戒め、⑥縦長戦力重視の強調、⑦戦況判断における客観性の必要、⑧攻撃の主眼の修正、⑨陣地を占領する敵に対する陣外決戦過重視の弊排除、⑩対上陸決戦防御における陸上防御思想の確立、⑪対戦車戦闘の重視強調、⑫歩兵主兵主義の修正、⑬歩兵の白兵突撃思想の修正、⑭情報勤務の重視及びその強調、⑮兵站業務の重視向上、⑯通信連絡、⑰宣伝謀略に関する観念の修正、である⁵⁷。注目すべきは、これらの反省項目が、前章で見た前原透の整理する日本陸軍の「主義」——攻撃・攻勢主義、火力軽視・白兵突撃主義、精神主義、機動・包囲主義、速戦速決主義——のほぼすべてを、放棄・是正・排除すべきものとして名指している点である⁵⁸。火力軽視は物力・技術力の重視へ、白兵突撃と速戦速決は是正へ、歩兵主兵は対戦車・対空火力の重視へ——こうして旧軍の「主義」を裏返した先に現れるものは、ほとんど米軍の作戦思想そのものであった。葛原が「米式の編成装備と作戦思想は、一体的にかつ自然に受け容れられた」と結論づけるのは、この符合のゆえである⁵⁹。

⁵⁵同上、三三頁。林敬三「總監就任に際しての訓示」(1950年10月)大嶽編『戦後日本防衛問題資料集』第一巻、四八九頁による。

⁵⁶葛原、前掲論文、三四頁。史実研究所研究資料に掲げられた反省五項目。葛原はこれらが「いずれも米軍の作戦思想と一致していた」と評価する。

⁵⁷史実研究所研究資料、前掲。葛原、前掲論文、三四頁注に一七項目の全文が引かれている。

⁵⁸樋口「戦いの原則」一二頁。史実研究所史料を分析し、「『主義』のほぼすべてが放棄や是正、排除されるべきものとして挙げられている」と指摘する。

⁵⁹葛原、前掲論文、三四頁。

旧日本軍と米陸軍——用兵思想の対比

旧日本陸軍式	米陸軍式
物的劣勢を前提（精神力で凌駕）	戦力の優越を前提
精神戦力・人間（攻撃精神）	物的戦力・火力・技術
歩兵主兵・白兵突撃	諸兵科連合・火力打撃
速戦速決・先制決戦	計画的・継続的作戦
演繹的（必要性重視・直感）	帰納的（実行可能性重視・様式）
卓越した指揮官個人	幕僚機構による分業・検証
威圧的統御（天皇の権威）	民主的・心服統御

図4 旧日本軍と米陸軍の用兵思想の対比

第三節 状況判断——演繹から帰納へ

しかし、旧軍の「主義」の否定が即座に米軍思想の全面受容を意味したわけではない。両者が「両極とも言える違い」をなお残していた領域があった。それが、戦術の基礎をなす状況判断の思考過程である⁶⁰。

日本式の状況判断は、『作戦要務令』第八が「任務を基礎とし、我が軍の状況、敵情、地形、気象等各種の資料を収集考量し」と説くように、判断の要素は日米で概ね共通していた。だが日本式は「常に敵に対し主動の地位」に立つべく戦機に投じた決心を求め、客観性よりも必要性を重視する演繹的思考法であった。これは相当の修練を積まなければ、主観的・直感的な決心に陥る嫌いがあった⁶¹。

これに対し米式の状況判断は、指揮幕僚活動に一定のフォーム（様式）を適用するものであった。指揮官が示した「指針」に基づいて幕僚に各見積りを提出させ、その成果を総合的に判断して決心する。実行の可能性を重視した帰納法的な思考法であり、指揮官と幕僚が同一の思考過程を踏むことで、より客観的・合理的な判断が追求された⁶²。

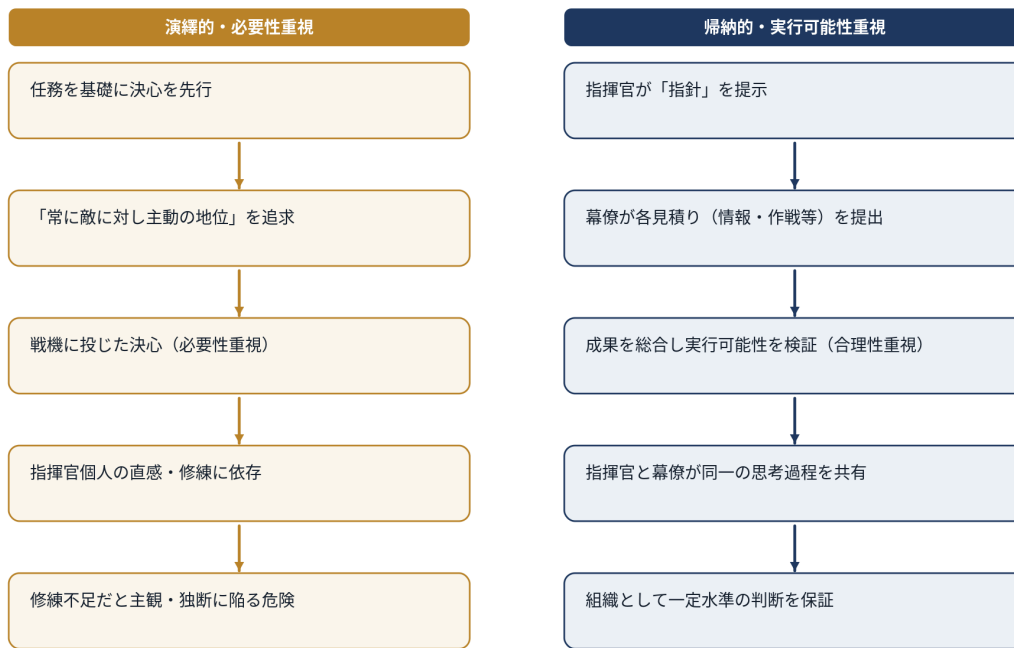
この相違は、単なる手続きの違いにとどまらず、軍隊の組織原理の違いを反映していた。日本式の演繹的決心は、卓越した指揮官個人の直感と修練に多くを委ねる。それは名将を得れば絶大な力を発揮するが、凡庸な指揮官のもとでは主観的・独断的な決心に陥る危険を孕んでいた。これに対し米式の帰納的・様式的決心は、指揮官の個人的力量への依存を抑え、幕僚機構による分業と相互検証を通じて、組織として一定水準以上の判断を保証しようとするものであった。リッジウェイが韓国軍指揮官の脆さに重ねて警察予備隊の指揮幕僚活動を危ぶんだことは前章で述べたが、能力にばらつきのある急造の幹部団を短期間で戦力化するうえで、個人の天才に頼らず様式によって支える米式の合理性は、当時の警察予備隊がまさに必要とするものであった。状況判断の様式受容は、こうして編成・装備の近代化と論理の上で結びついていった。

⁶⁰ 葛原、前掲論文、三五頁。状況判断の思考過程について「両極とも言える違い」があったとしつつ、それでもなぜ受容されたかを問う。

⁶¹ 同上、三五頁。『作戦要務令』第七・第八の文言を引きつつ、日本式状況判断を「客観性よりも、必要性を重視した演繹的思考法」と特徴づける。

⁶² 同上、三五頁。米式状況判断を「実行の可能性を重視した帰納法的な思考法」とし、指揮官と幕僚が同一の思考過程を踏む点に特色を見る。

状況判断の思考過程——演繹（日本式）と帰納（米式）



個人の修練に依存（左）／様式により組織として判断を保証（右）

図5 状況判断の思考過程——演繹的（日本式）と帰納的（米式）

第四節 なぜ受容できたか——ドイツという共通の土壌

両極とも言えるこの相違にもかかわらず、なぜ米式の思考過程が受容されえたのか。葛原はその理由を、日米双方が歴史的に共通する土壌——ドイツ参謀本部の系譜——に育ったことに求める⁶³。明治陸軍は、ドイツ参謀本部から派遣された顧問（メッセルら）に図上戦術・兵棋演習・参謀旅行を通じて論理的方法を学び、米陸軍もまたドイツ参謀本部のシステムから多くを摂取していた。日露戦争後に日本独特の作戦思想を確定したとはいえ、その方法的基盤において日米は同じ系譜を共有していた。それゆえ、編成装備の改善に伴って戦力が充実すれば、旧軍人出身者であっても米軍式の戦術戦法を柔軟に適用する共通の素地はあったのである。

なお、この「共通の土壌」論には留保も必要である。樋口俊作は、状況判断の受容についてはドイツという共通土壌で説明しようとしても、後述する「戦いの原則」の受容には同じ説明が当てはまらないと指摘する。なぜなら、ドイツには——クラウゼヴィッツやモルトケに代表されるように——戦争に勝利するための普遍的・不変的な原則の存在そのものに否定的な伝統があるからである⁶⁴。受容の論理は領域ごとに異なっており、折衷は単一の原理で割り切れるものではなかった。

第五節 「戦いの原則」の受容と日本陸軍の学問観

折衷の知的構造を最もよく示すのが、「戦いの原則（Principles of War）」の受容過程である。陸上自衛隊が採用した九項目の「戦いの原則」は、内容上、英陸軍のJ・F・C・フラワーが第一次世界大戦期に案出したも

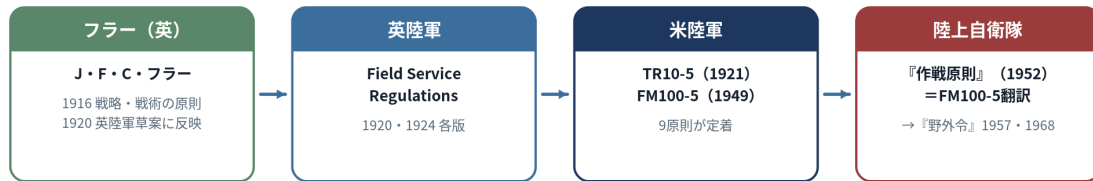
⁶³同上、三五～三六頁。明治陸軍がドイツ参謀本部から派遣された顧問に学び、米陸軍もまたドイツ参謀本部のシステムから多くを学んでおり、日米は「歴史的に共通する土壌に育った」とする。

⁶⁴樋口「戦いの原則」二頁。ドイツには戦勝の普遍的原則の存在に否定的な伝統があり（クラウゼヴィッツ『戦争論』、モルトケの言）、葛原の「共通の土壌」論は「戦いの原則」の受容には当てはまらぬとする。

のに連なる⁶⁵。フラー→英陸軍→米陸軍(1921年TR10-5、1949年FM100-5)→陸上自衛隊(1952年『作戦原則』)という経路を辿って、それは日本へ伝来した。

「戦いの原則」の系譜——フラーから陸上自衛隊へ

英国で案出された原則が、英→米の経路を経て、翻訳教範として日本へ伝来した。



フラーの「批判と検証の精神」は伝わらず、内容のみが「不変の原則」として受容された。

図6 「戦いの原則」の系譜——フラーから陸上自衛隊まで

ここで決定的に重要なのは、フラーが「戦いの原則」を案出した本来の意図と、それが日本で受容された仕方との間の断絶である。フラーの狙いは、軍人が従来への慣行や格言を盲目的に模倣すること——彼がこれを「錬金術」と呼んだ——を批判し、戦争を批判と検証に開かれた科学的なものへ変えることにあった。彼は自らの原則すら誤りうる仮説と見なし、読者に自ら考え判断することを求めている⁶⁶。

ところが、この批判精神は陸上自衛隊には伝わらなかった。日本陸軍出身者は、敗戦によって自らの「主義」への自信を喪失する一方で、「普遍的かつ不変的な原則が存在する」という信念そのものは保持し続けていた⁶⁷。戦勝国米軍がもたらした『作戦原則』(1952年)は、まさにその求めに応える形で、「戦闘の根本原則は不変である」という記述とともに「戦いの原則」を提供した⁶⁸。陸上自衛隊幹部学校が後に編んだ『野外令第一部の解説』は、「戦いの原則」を「古今幾多の戦史・戦例から帰納された……必然性と普遍性をもつ経験的理法原則」と説明したが、その案出過程を検証しうる論理的根拠は何ら示されなかった⁶⁹。

樋口俊作は、この「権威あるものを無批判に信奉する」態度こそ、日本陸軍から陸上自衛隊が受け継いだ「学問観」であったと指摘する。それは江戸期の儒学・漢学に淵源する、既存の知識の習得と実践を目指す伝統的な学問観であり、知識を自ら批判し開拓する西洋的な「科学(Science)」とは目指すものを異にしていた⁷⁰。ここに折衷の最も逆説的な構造が現れる。米軍式の「戦いの原則」という新しい内容を受容しながら、それを受容する仕方——権威への信奉という器——は、なお旧日本軍のものであった。形式は米式、底流は日本式という二重構造が、教範体系の根に据えられた。

⁶⁵樋口「戦いの原則」二～五頁。陸上自衛隊の「戦いの原則」は、フラーが1916年の論文および英陸軍1920年版野戦勤務令の草案で示した原則に系譜的に連なるものであり、米陸軍を経由して伝えられたとする。ジョン・アルジャーの研究(John I. Alger, *The Quest for Victory*, 1982)に依拠する。

⁶⁶同上、八～一〇頁、一七～一八頁。フラーは「戦いの原則」を未完成かつ発展途上のものとして案出し、伝統への盲従(彼という「錬金術」)を批判して、戦争を科学的な術にしようとした。

⁶⁷同上、一二頁。史実研究所史料は「主義」のほぼすべてを否定しつつも、「戦略戦術が斗争の術たるの本質に鑑みる時、その基本的考へ方に於ては自ら不変の原則の存するを否定する能わず」と記し、不変の原則の存在自体は信じ続けていた。

⁶⁸同上、一三頁。『作戦原則』(1952年)の「戦闘の根本原則は不変であるが……」という記述が、不変の原則の存在を信じる旧軍人にとって受け入れやすいものであったとする。

⁶⁹同上、一二～一三頁、一七～一八頁。陸上自衛隊幹部学校『野外令第一部の解説』(1968年)一五頁の説明を分析し、それが事実に基づく説明というより「戦いの原則」への権威付けであったと評価する。

⁷⁰同上、一八～二一頁。片岡徹也の研究(「日本陸軍の兵学研究と漢学の祖型」『軍事史学』第二五巻第二号、1989年)を手がかりに、漢学・儒学に由来する「既存の知識の習得とその実践」を目指す学問観が日本陸軍と草創期陸上自衛隊に継承されたとする。

「戦いの原則」項目の変遷

米軍訳語の「攻撃」が「主動」へ——折衷の縮図となった訳語の調整。

『作戦原則』 1952	『野外令草案』 1957	『野外令』 1962・68
1 目的	1 目的	1 目標
2 簡明	2 主動	2 主動
3 指揮統一	3 簡明	3 集中
4 攻撃	4 統一	4 経済
5 機動	5 集中	5 統一
6 兵力集中	6 経済	6 機動
7 兵力節約	7 機動	7 奇襲
8 奇襲	8 奇襲	8 簡明
9 警戒	9 警戒	9 保全

図7 「戦いの原則」項目の変遷(1952・1957・1962→68年)

この「学問観」の根の深さは、それが日本陸軍の制度や規則に還元しきれない点に示されている。日本陸軍出身で陸上自衛隊に入った佐藤徳太郎は、戦後、旧軍の用兵思想における批判精神の欠如を指摘し、その理由として、著作物公表制限規則の存在、典範令が軍令として発布されたこと、典範令の道德書化、命令服従関係に起因する批判的言説の封止、用兵思想統一の要請と個人の独創性の抑圧、の五件を挙げた⁷¹。だが樋口は、これらの制度的理由のほとんどが当てはまらなくなった草創期の陸上自衛隊においてもなお批判精神が欠けていたことを指摘し、その根はより深く、江戸期の儒学・漢学に淵源する伝統的な学問観にあると論じる⁷²。

儒学とは「聖人の道」を明らかにし実践することを目的とする学問であり、その初歩的学習方法は「素読」——経書を繰り返し声に出して読み、聖人の言語と概念を身体化すること——であった。そこで行われるのは経書の知識の吸収と実践であって、経書の批判でも、書き換えでもない⁷³。この「聖人の道」を「典範令」や『野外令』に、「経書」を「戦いの原則」に置き換えれば、日本陸軍と草創期陸上自衛隊における用兵教育の様相にそのまま重なる。すなわち、折衷ドクトリンにおいて受容された米軍式の内容は、知識を批判し開拓する西洋的「科学」の器ではなく、権威ある知識を習得し実践する日本的「学」の器によって受けとめられた。フラーが「錬金術」として批判した当の態度のうえに、米軍式の「戦いの原則」は据えられた。この逆説は、後章で見る「作戦術の欠如」という遺産の伏線をなす。

⁷¹佐藤徳太郎『軍隊・兵役制度』原書房、1975年、一四〇～一六〇頁。樋口「戦いの原則」一九～二〇頁所引。佐藤は旧軍の用兵思想に批判が欠如していた理由を五件挙げる。

⁷²樋口「戦いの原則」二〇頁。『作戦原則』や『野外令』は軍令でも道德書でもないにもかかわらず批判精神が欠けていたことから、その根はより深いとする。

⁷³同上、二〇～二二頁。片岡徹也「日本陸軍の兵学研究と漢学の祖型」(『軍事史学』第二五巻第二号、1989年)および辻本雅史らの研究に依拠した分析による。

第五章 折衷の制度化——『作戦原則』から『野外令』へ

第一節 直訳教範『作戦原則』(1952年)

折衷が制度として結晶する過程は、教範の系譜に明瞭に刻まれている。その出発点は、1952年10月、保安隊への改編に際して翻訳配布された『作戦原則』である。これは1949年版米陸軍 FM 100-5 を翻訳したものであり⁷⁴、同時に運用教範『大兵団の運用』(FM 100-15)、幕僚勤務教範『幕僚勤務』(FM 101-5)、『幕僚業務諸元』(FM 101-10)も整備された⁷⁵。米軍の影響は、教育訓練の準拠となった各種米軍教範(計六四種)を通じて受け容れられ、日米が共通の現用教範を使用する時代が現出した。この段階の教範は、いまだ「折衷」ですらない、米軍式の直輸入であった。

第二節 新教範編纂と「日本式」の台頭

転機は1955年3月に始まる新教範類編纂の作業に訪れた。旧軍の反省から戦法の硬直化を避けるという意味で、米軍式の思考過程を重視することにはもはや異論がなかった⁷⁶。しかし、編纂が進むにつれて、米軍式をそのまま採ることへの疑問が噴き出してくる。

その疑問は、朝鮮戦争の実相と日本の特殊事情から生じた。朝鮮戦争は、思想戦・心理戦・遊撃戦・住民対策といった、外征軍向けの米軍教範が十分に扱わない国内戦の様相を想起させた。とりわけ深刻だったのは兵站の現実である。すなわち、弾薬補給等について「米軍同様の物量による作戦はできるか」という問いであった⁷⁷。物量を前提とする米軍の作戦思想を、物量に乏しい日本がそのまま採用できるのか。この問いは、第一章で見た日米の「戦力構成の前提の差異」を、今度は装備する側の現実として突きつけるものであった。

こうして、外征軍としてのヨーロッパの地形を基準とした米軍の作戦思想に準拠するよりも、国土地形・気象・国民性など日本の特性を考慮し、戦術の主体性を強調する「日本式」が台頭した⁷⁸。ここで言う「日本式」は、もはや精神主義や白兵突撃のような旧軍の「主義」への回帰ではない。それは、国土防衛という任務の特殊性に立脚し、米軍とは異なる戦力前提のもとで戦術の主体性を確保しようとする、新たな問題意識であった。

第三節 『野外令第一部(草案)』(1957年)——折衷の成立

この日米二つの方式をめぐる論議の末、1957年1月、陸上自衛隊として初めて制定された『野外令第一部(草案)』は、「米軍との共同の便をも考慮し、日米折衷案的性格を持ったもの」となった⁷⁹。これが、本稿のいう「折衷」が制度として成立した瞬間である。

その折衷の性格は、「戦いの原則」の項目の変遷にも見てとれる。直訳教範『作戦原則』(1952年)の九原則は、米軍FM100-5の訳語をそのまま用いた「目的・簡明・指揮統一・攻撃・機動・兵力集中・兵力節約・奇襲・警戒」であった。ところが『野外令第一部(草案)』(1957年)では、これが「目的・主動・簡明・統一・集中・経済・機動・奇襲・警戒」へと改められる⁸⁰。「攻撃」が「主動」に置き換えられたことは象徴的である。攻撃そのものを掲げる米軍式の表現を避けつつ、主導権の確保という実質を残す——この訳語の調整自体が、折

⁷⁴樋口「戦いの原則」二頁。『作戦原則 第一部』(保安庁第一幕僚監部、1952年)はFM 100-5(1949年版)を翻訳したものであった。

⁷⁵葛原、前掲論文、三五頁注。基本教範1949年版『作戦原則』は1952年10月に翻訳配布され、『大兵団の運用』改訂版は翌1953年3月に、『幕僚勤務』『幕僚業務諸元』も同時に整備された。

⁷⁶葛原、前掲論文、三六頁。1955年3月から始まった新教範編纂の指導においては、戦法の硬直化を避けるため米軍式思考過程を重視することに異論はなかったとする。

⁷⁷同上、三六頁。朝鮮戦争の結果、思想戦・心理戦・遊撃戦・住民対策の実相が加味され、とくに弾薬補給等について「米軍同様の物量による作戦はできるか」という現実問題が認識された。

⁷⁸同上、三六頁。「国土地形、気象、国民性など日本の特性を考慮し、かつ戦術の主体性を強調した日本式が台頭した」とする。

⁷⁹同上、三六頁。「結局、1957年1月に初めて制定された『野外令第一部(草案)』においては、米軍との共同の便をも考慮し、日米折衷案的性格を持ったものとなった」。これが本稿のいう「折衷」の制度的成立点である。

⁸⁰樋口「戦いの原則」六頁、表四。『作戦原則』(1952年)の九原則と『野外令第一部(草案)』(1957年)の九原則の対照による。「攻撃」が「主動」へ、訳語が日本側の語感に即して調整されている。『野外令合本』(学陽書房、1966年)一八二～一八四頁所収。

衷という営みの縮図であった。やがて1962年の改訂を経て、九原則は「目標・主動・集中・経済・統一・機動・奇襲・簡明・保全」へと整理され、1968年版『野外令第一部』ではこれらが教範冒頭の「綱領」に掲げられて確定した⁸¹。米軍では一貫して教範途中の一章にとどめられた「戦いの原則」が、日本では教範の冒頭に掲げられたこと自体、これを「不変の根本原則」と見なす学問観の表れであった。

組織と教範の変遷——直輸入から折衷、そして確定へ

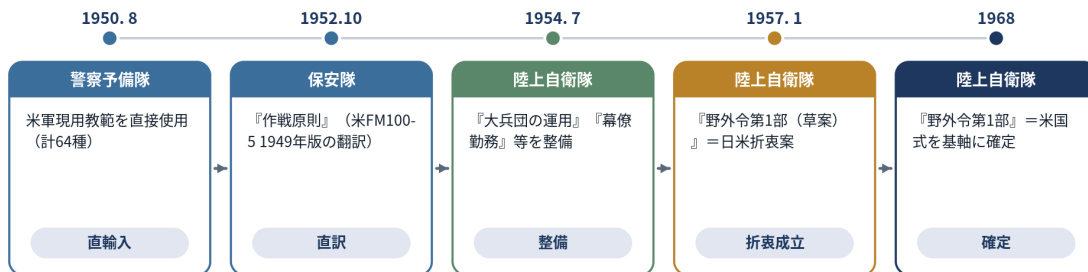


図8 組織と教範の変遷——警察予備隊から陸上自衛隊へ

だが、1957年の折衷は、論争の終結ではなく、むしろその継続を意味した。葛原が「その後も論議は続けられた」と記すとおり⁸²、米国式を徹底すべきか、日本式の主体性をどこまで認めるかという根本問題は、草案の制定によってはなお決着しなかった。この未決の論争が、最終的な決着の舞台へと持ち越される。それが次章で扱う、幹部学校をめぐる対立である。

第六章 幹部学校をめぐる日米方式論争とその決着

第一節 論争の舞台——陸上自衛隊幹部学校

1957年の『野外令第一部(草案)』が折衷案として成立した後も、米国式を徹底すべきか、日本式の主体性を強調すべきかという根本対立は熾り続けた。この論争が最終的に決着を見るのは、1961年9月、陸上自衛隊幹部学校の校長交代という人事の局面においてであった⁸³。論争の舞台となったのは、教範を編纂し、将来の指揮官・幕僚を教育する運用思想の総本山、陸上自衛隊幹部学校そのものであった。その長が日本式と米国式のいずれを採るかは、陸上自衛隊全体の戦い方の方向を決する問題であった。

幹部学校は、警察予備隊総隊学校を前身とし、1952年10月に発足した⁸⁴。井本熊男は1959年にその校長に就き、後任の新宮陽太へと引き継がれる。論争が頂点に達したのは、まさにこの校長交代の時機——1961年9月、新たな課程の入校を控えた時期——であった。前任校長と新任校長とが教育方針をめぐって正面から対立するという、運用思想の中核における異例の事態だったのである。論争は単なる教義上

⁸¹ 同上、六頁、表四。樋口の整理では右の九原則の配列は1962年に現れ、1968年版『野外令第一部』の「綱領」に受け継がれた。米陸軍では1949年以降「戦いの原則」が一貫して教範途中の章に置かれたのと同対照的である。陸上幕僚監部『野外令第一部』(1968年)「綱領」による。

⁸² 葛原、前掲論文、三六頁。「日米折衷案的性格を持ったものとなったが、その後も論議は続けられた」。

⁸³ 決着の時期と場について、葛原は「1961(昭和36)年頃」とするが(葛原、前掲論文、三六～三七頁)、より精確には1961年9月である。北川敬三「日本海軍から海上自衛隊へ——知的伝統の原点——」『海軍戦略研究』第七巻第一号(2017年6月)注三六は、「1961年9月も井本前陸上自衛隊幹部学校長(日本式を主張)と新宮現学校長(当時、米軍式を主張)と激しく議論が行われ、杉田一次陸上幕僚長の裁定で米軍式思考過程、作戦思想を採用していくとなった」と明記する。北川は葛原和三「警察予備隊の創設と日米軍事思想の葛藤(二・完)」『陸戦研究』第五八巻第六八四号(2010年9月)一九～二三頁を典拠とする。

⁸⁴ 葛原、前掲論文、三五頁。警察予備隊が自ら行う幹部教育は1951年6月から総隊学校で始まり、1952年10月からは幹部学校において実施された。

の意見の相違にとどまらず、教範の改訂方針、幹部教育の内容、ひいては陸上自衛隊が「いかなる軍隊たるべきか」という自己規定を賭けた、根底的なものであった。

第二節 三人の主役——いずれも復帰した元大佐

この論争の構図を理解するには、対立した三人の経歴を見ておく必要がある。注目すべきは、井本熊男・新宮陽太・杉田一次の三人がいずれも、1952年7月に復帰した一人名の元大佐に属し、しかも陸軍中央で作戦・情報の中枢を担った同世代のエリートであったという点である⁸⁵。

日米方式論争の構図——いずれも復帰した元大佐

三人は1952年7月に復帰した11名の元大佐に属し、作戦・情報の中枢を歩んだ同世代であった。

井本 熊男	新宮 陽太	杉田 一次
陸士期 37期（首席）	陸士期 38期	陸士期 37期・陸大44期
旧軍の経歴 参謀本部作戦課・大本営参謀／ガ島撤退を担当	旧軍の経歴 復帰した11名の元大佐の一人	旧軍の経歴 駐米武官補佐官／第25軍情報参謀／ガ島撤退計画を立案
自衛隊の職 幹部学校長（1959～61）	自衛隊の職 幹部学校長（井本の後任）	自衛隊の職 第4代陸上幕僚長（1960～62）
論争での立場 日本式戦術の主体性	論争での立場 米国式戦術の徹底	論争での立場 裁定→米国式採用を確定

杉田陸上幕僚長が両者を裁定し、折衷の重心を米国式へ確定させた。

図9 日米方式論争の構図——三人の経歴と立場

井本熊男（1903～2000年）は、陸軍士官学校三七期を首席で卒業した俊英である。参謀本部作戦課に長く在り、大本営陸軍参謀として南方作戦全般を担当、第八方面軍参謀としてはガダルカナル島撤退作戦を担当した、作戦の中枢を歩んだ軍人であった⁸⁶。広島で被爆し、戦後は公職追放を経て、服部グループの一員として再軍備研究と旧軍の反省作業に従事した。1952年に警察予備隊（第四管区総監）に入り、統合幕僚会議事務局局長を経て、1959年に幹部学校長となる。旧軍作戦中枢の知性を体現する井本が、国土地形・国民性を踏まえた日本式戦術の主体性を説いたことは、その経歴に照らせば自然な立場であった。

新宮陽太は陸軍士官学校三八期、同じく1952年7月に復帰した一人名の元大佐の一人であり⁸⁷、井本の後任として幹部学校長に就いた。彼は米国式戦術の徹底を主張した。

そして両者の対立を裁く位置にあった杉田一次（1904～1993年）は、陸士三七期・陸大四四期を出た情報将校である⁸⁸。米陸軍隊付および在米日本大使館駐在武官補佐官を務めた米国通であり、対米開戦には批判的な立場をとった経歴をもつ。第二五軍情報参謀としてマレー作戦に従軍し、大本営では情報軽視の体質を批判した情報参謀でもあった。1960年3月、第四代陸上幕僚長に就任していた⁸⁹。

ここに見落としてはならない因縁がある。杉田と井本は、陸士同期であるばかりか、ガダルカナル島撤退作戦をともに担った戦友であった。撤退計画の立案は本来井本の担任であったが、井本が Deng 熱で闘病中であったため、杉田がこれを引き継いで立案し、米軍をして「PERFECT!」と感嘆させた完全撤退を成し遂

⁸⁵ 葛原、前掲論文、三七頁。三人がいずれも復帰した一人名中の大佐であったことを葛原が明記している。経歴の詳細は秦編『日本陸海軍総合事典』第二版による。

⁸⁶ 井本の経歴は秦編『日本陸海軍総合事典』第二版による。陸士三七期首席卒業、参謀本部作戦課・大本営陸軍参謀・第八方面軍参謀を歴任し、ガダルカナル島撤退作戦を担当した。1945年8月、広島で被爆。1947年に公職追放。

⁸⁷ 新宮の陸士期および復帰の経緯は秦編『日本陸海軍総合事典』第二版による。陸士三八期。1952年7月14日付で復帰した元大佐一人名の一人であった。

⁸⁸ 杉田の経歴は秦編『日本陸海軍総合事典』第二版および『杉田一次遺稿集』（日本世界戦略フォーラム、1993年）による。陸士三七期・陸大四四期。米陸軍隊付および在米日本大使館駐在武官補佐官の経験から対米開戦に反対した。

⁸⁹ 杉田の陸幕長在任は1960年3月11日から1962年3月12日まで。秦編、前掲事典による。

げたという⁹⁰。すなわち、後に杉田が井本の日本式路線を退け米国式採用を裁定したことは、私的怨恨や派閥の産物では断じてなく、苦楽をともにした同期・戦友の間で交わされた、純然たる職業的・思想的判断であった。この事実こそ、論争が個人を超えた組織の路線選択であったことを雄弁に物語っている。

第三節 激論とその場、そして裁定

この対立は、抽象的な机上の議論として静かに交わされたのではない。それは、1961年9月、井本が幹部学校長の職を新宮へと引き継ぐ、まさにその校長交代の局面において、激論として戦わされたのである⁹¹。日本式戦術を取り入れた教育を進めようとする前校長井本と、米国式戦術の徹底を進めようとする新校長新宮——その対立は、新たな課程の発足を目前にした幹部学校という、運用思想の中枢の只中で正面からぶつかった。教範の改訂方針と幹部教育の根幹を握る前任者と後任者とが、学校という同じ場で相譲らず火花を散らした。

両者の議論が容易に決着しないなか、間に入ったのが陸上幕僚長杉田一次であった。杉田は両者の主張を裁定し、「あくまでも米国式戦術を採用していく」ことを明確にした⁹²。これによって、1957年以来くすぶり続けた日米方式論争は、組織としての公式の決着を見たのである。論争の場が、ほかならぬ教範編纂と幹部教育の中枢たる幹部学校であり、その当事者が前後の校長と陸上幕僚長という運用思想の最高責任者たちであったことは、この決着が一個人の見解の勝敗ではなく、陸上自衛隊という組織の進路の確定であったことを示している。

この決着の意味を正確に捉えておきたい。それは「折衷の放棄」ではない。1957年『野外令第一部(草案)』が体現した折衷——米軍との共同の便を考慮しつつ国土防衛の特性を織り込む——という基本構造はその後も維持された。杉田の裁定が確定したのは、その折衷のなかで、戦術の思考過程・指揮幕僚活動の様式・教範編纂の方法論において「米国式を基軸とする」という骨格であった。換言すれば、折衷の枠組みは保ちつつ、その重心を米国式へと確定させたのが、この裁定であった。葛原がこの三人を評して「今日の陸上自衛隊につながる作戦思想を構築していく上で決定的な役割を果たした」と記すのは、まさにこの意味においてである⁹³。

なお、井本はこの裁定の年、1961年に幹部学校長を最後に退官した⁹⁴。一方の杉田は、翌1962年の陸幕長退任にあたり、後任は「元軍人であるべき」と防衛庁長官に意見具申し、井本幹部学校長を推薦したとされる(内局の反対により実現しなかった)⁹⁵。米国式をめぐる井本の路線を退けた杉田が、その井本を自らの後任に推したという事実は、両者の対立があくまで思想と職責の次元のものであったことを、改めて裏づけている。

第四節 折衷のなかに残った日本式

杉田裁定が米国式を基軸として確定させた後も、「日本式」が消え去ったわけではない。むしろ、折衷ドクトリンの随所に、それは形を変えて残存した。第一に、国土防衛という任務の特殊性である。外征軍たる米軍の作戦思想を、専守防衛・国土防衛を任務とする陸上自衛隊がそのまま採れないという問題意識は、その後の教範にも継承された。1968年版『野外令第一部の解説』は、司令が「わが国情特に国力、国民性、陸

⁹⁰ガダルカナル撤退における杉田と井本の関係は秦編、前掲事典および関連伝記による。撤退計画は担任の井本作戦主任参謀が Deng 熱で闘病中であったため、杉田が立案を引き継いだとされる。

⁹¹北川、前掲論文、注三六。北川は「1961年9月も……激しく議論が行われ」と記し、葛原「警察予備隊の創設と日米軍事思想の葛藤(二・完)」『陸戦研究』第五八巻第六八四号(2010年9月)一九～二三頁を典拠とする。また葛原、前掲(防衛研究所紀要)論文、三七頁は、この決着の典拠として渡壁正「私観浅史——自衛隊余話」『軍事史学』第一五六号(2004年3月)七三頁を挙げる。

⁹²葛原、前掲(防衛研究所紀要)論文、三七頁。「両者の間で激論が交わされた結果、杉田一次陸上幕僚長が間に入って裁定し、あくまでも米国式戦術を採用していくことが明確にされたのであった」。

⁹³葛原、前掲(防衛研究所紀要)論文、三七頁。

⁹⁴井本は1961年に退官。秦編、前掲事典による。退官後は服部の死(1960年)を受けて史実研究所の責任者となり、戦史研究に従事した。

⁹⁵杉田が後任に井本を推薦した経緯は『杉田一次遺稿集』および秦編、前掲事典による。内務省出身者の就任を求める内局の意向により実現しなかったとされる。

上自衛隊の使命及びわが国の気象・地形に即応した教範の必要に基づいて編さんされた」ものであることを明記している⁹⁶。

第二に、前章で論じた「学問観」である。米国式の思考過程と「戦いの原則」を基軸に据えながらも、それを「権威ある不変の原理」として習得させる教育の構えは、日本陸軍以来のものであった⁹⁷。日本陸軍出身で陸上自衛隊に入った西浦進は、後に『野外令』について「内容の一部には、兵学共通の一般理論を記述しているが、その大部分は、編さん責任当局のドクトリンを示したものである」と喝破した⁹⁸。米国式を基軸とする折衷は、けっして普遍的・中立的な「原則」ではなく、特定の歴史と選択を背負った陸上自衛隊固有の「教義（ドクトリン）」だったのである。

折衷の構造——形式は米式、底流は日本式

表層は米国式を基軸とし、底流に国土防衛の特性と日本陸軍以来の学問観が残った。

領域	米国式を基軸とする層（表層）	日本式として残った層（底流）
戦術の思考過程	帰納的・様式的な状況判断	—
指揮幕僚活動	幕僚機構・各見積り	—
編成・装備	火力・機動・対機甲	—
戦いの原則	フラ一系の9原則	綱領に掲げ「不変の原則」視（学問観）
作戦の前提	米軍との共同の便	国土地形・気象・国民性、専守防衛
知識観・教育	—	権威ある知識の習得（儒学的学問観）

図10 折衷の構造——何が米国式を基軸とし、何が日本式として残ったか

第七章 折衷ドクトリンの歴史的意味と遺産

第一節 形式は米式、底流は日本式

以上の経緯を通観するとき、陸上自衛隊の折衷ドクトリンの構造は、二層からなるものとして理解できる。表層——戦術の思考過程、指揮幕僚活動の様式、編成装備の体系、そして「戦いの原則」——は、米陸軍式を基軸とする。これは杉田裁定によって確定し、1968年版『野外令』に結実した。だが、その底層には、国土防衛という任務の特殊性への配慮と、知識を「権威ある不変の原理」として受容する日本陸軍以来の学問観とが、なお流れていた。折衷とは、米式の内容を日本式の器で受けとめた、この二層構造を指している。

この構造は、旧軍世代自身の手による選択の所産であった。敗戦の痛恨を起点とする史実研究所の反省が、旧軍の「主義」を否定して米軍思想と一致し、米式受容の心理的基盤を準備した。復帰した一人名の元大佐が、その受容と調停の実務を担い、最後は同世代の三人——井本・新宮・杉田——の論争と裁定によって、折衷の重心が米国式へと定められた。これは外から押しつけられた移植ではなく、「何故負けたか」を問い続けた当事者たちの、苦渋に満ちた自己改革であった。

⁹⁶陸上自衛隊幹部学校『野外令第一部の解説』（1968年）四～五頁。樋口『『野外令』の性格を考える』の補足資料所引。同令が「わが国情特に国力、国民性、陸上自衛隊の使命及びわが国の気象・地形に即応」して編纂されたとする。

⁹⁷樋口「戦いの原則」結論（二二頁）。「権威あるものを無批判に信奉するという態度は日本陸軍のものを受け継いでいる」とする。

⁹⁸西浦進『兵学入門』田中書店、1968年、一九五頁。樋口『『野外令』の性格を考える』二頁所引。

第二節 折衷の代償——「作戦術の欠如」という遺産

折衷ドクトリンは、しかし負の遺産も残した。米国式を基軸としつつ、それを「不変の原則」として習得する学問観のもとに受容したことは、米陸軍ドクトリンの後の発展を、陸上自衛隊が自らの枠組みでしか理解できないという事態を招いた。樋口俊作は、その一例として「作戦術(Operational Art)」の受容の遅れを挙げる。米陸軍が1982年版・1986年版のエア・ランド・バトルで作戦次元・作戦術を導入したとき、陸上自衛隊はこれを早期に認知しながら、自らの『野外令』の枠組み——有形・無形の戦闘力という従来の理解——に引きつけて解釈し、作戦次元という戦略と戦術の中間段階の存在そのものには目を向けなかった⁹⁹。日本における作戦次元・作戦術の欠如を最終的に指摘したのは、自衛官ではなく民間の研究者であった¹⁰⁰。

これは、折衷ドクトリンの形成過程に胚胎していた問題の、いわば帰結である。フラーが「戦いの原則」に込めた批判と検証の精神——ドクトリンを発展途上の仮説として絶えず問い直す態度——が伝わらず、権威への信奉という器でこれを受けとめたことの代償が、半世紀後に「他国ドクトリンを自らの枠組みでしか読めない」という形で表れた。

第三節 今日への含意

折衷ドクトリンの形成史は、単なる過去の出来事ではない。葛原が論文の結びで述べたように、主権回復後の保安隊にとっての根本的課題は、「いかにして精神的基盤を確立し、米軍や旧陸軍とも異なる国土防衛部隊としての独自の作戦思想を構築していくか」にあり、「この根本的な問いかけは今日においてもその意味を失っていない」¹⁰¹。米国式を基軸としつつ国土防衛の特性をどう織り込むか、という折衷の課題は、日米共同が深化する今日においてこそ、なお現実の問いであり続けている。

そして、ドクトリンを「権威ある不変の原則」と見るか、「絶えず批判・検証され発展していく教義」と見るか——フラーが投げかけ、草創期の陸上自衛隊が十分に受けとめきれなかったこの問いは、ドクトリンの改訂や他国軍との相互運用が常態化した現代において、いっそう重みを増している。樋口が『野外令』を「原則書」ではなく「教義書」として正しく理解すべきだと説くのは、この問いを今日に引き継ごうとするものにほかならない¹⁰²。

おわりに

本稿は、陸上自衛隊がそのドクトリンを米陸軍式と旧日本軍式の折衷で行くと決断するに至った歴史的過程を、五つの局面——前提・移植・受容・制度化・決着——として跡づけてきた。

その物語は、1951年の史実研究所の反省に始まる。敗戦の痛恨が旧軍世代をして自らの「主義」を否定させ、その否定の先に米軍思想との一致が見いだされた。朝鮮戦争の勃発は警察予備隊を生み、米軍式の全面移植が始まったが、中国・ソ連の脅威は防衛部隊への転換と旧軍正規将校の復帰を促した。復帰した一名の元大佐は、米式の編成装備と作戦思想を受容しつつも、物量を前提とする米軍思想を物量に乏しい日本がそのまま採れるのかという現実と直面した。こうして1957年『野外令第一部(草案)』は日米折衷案として成立し、その重心は、1961年9月、幹部学校の校長交代の場で戦わされた井本・新宮の激論と、これを裁いた杉田陸上幕僚長の裁定によって、米国式へと確定された。

この折衷の選択は、外からの移植ではなく、旧軍世代自身による自己改革であった。それは、米式の内容を日本陸軍以来の学問観という器で受けとめた二層構造を生み、国土防衛の独自性という積極的遺産と、ドクトリンを批判・発展させる精神の欠如という消極的遺産とを、ともに後世に残した。陸上自衛隊のドクトリ

⁹⁹樋口「『野外令』の性格を考える」六～七頁。米陸軍がエア・ランド・バトルで作戦次元(1982年)・作戦術(1986年)を導入した際、陸上自衛官はこれを『野外令』の枠組みで理解し、作戦次元の存在に目を向けなかったとする。陸戦学会『陸戦研究』掲載の紹介記事の比較による。

¹⁰⁰同上、七頁。日本における作戦次元・作戦術の欠如を指摘したのは民間の研究者片岡徹也・北川敬三らであったとする。

¹⁰¹葛原、前掲(防衛研究所紀要)論文、三七頁(「おわりに」)。「米軍や旧陸軍とも異なる国土防衛部隊としての独自の作戦思想を構築していくか……この根本的な問いかけは今日においてもその意味を失っていない」。

¹⁰²樋口「『野外令』の性格を考える」(結論部)。「『野外令』を一般普遍的な「原則書」ではなく、陸上自衛隊固有の考え方を示した「教義書(ドクトリン)」として理解すべきだとする。

ンが「米陸軍式と旧日本軍式の折衷」と呼ばれるとき、その言葉の背後には、「何故負けたか」を問い続けた当事者たちの、半世紀を超えてなお問われ続ける選択の歴史が刻まれているのである。

付記

本稿の論旨・解釈および叙述上の誤りの一切は、筆者個人に帰するものであり、いかなる組織の見解をも代表しない。本稿は一次史料と防衛研究所・陸上自衛隊教育訓練研究本部の公刊研究に依拠したが、井本熊男と新宮陽太の激論の具体的情景については、渡壁正「私観浅史」(2004年)など回想の類に断片的な記述があるにとどまり、なお一次史料による裏づけの余地を残している。本稿は、現時点で参照しうる公刊史料の範囲で論争の輪郭と決着を再構成したものであり、今後の史料発掘による補訂を俟ちたい。

筆者 河野 通(かわの とおる/Tōru Kawano)

参考文献

【一次史料・公的史料】

Office of the Military History Officer, HQ AFFE/Eighth Army, History of The National Police Reserve of Japan, 23 July 1955.

史実研究所研究資料「旧陸軍典令及び戦略戦術並びに統帥指揮に関する思想中改正又は増補を要する基本事項について」1951年3月(防衛研究所図書館蔵)。

陸軍省『作戦要務令』1938年(軍令陸第19号)。

参謀本部編『欧州戦争叢書 特第十一号 殲滅戦』借行社、1921年。

保安庁第一幕僚監部『作戦原則 第1部』1952年。

陸上幕僚監部『野外令第1部』1968年(『野外令合本』学陽書房、1966年所収の草案を含む)。

陸上自衛隊幹部学校『野外令第1部の解説』1968年。

Department of the Army, FM 100-5, Field Service Regulations: Operations, 1949 (and 1954, 1962, 1968 eds.).

【研究文献】

葛原和三「朝鮮戦争と警察予備隊——米極東軍が日本の防衛力形成に及ぼした影響について——」『防衛研究所紀要』第8巻第3号、2006年。

葛原和三「警察予備隊の創設と日米軍事思想の葛藤(2-1)(2-2)」『陸戦研究』第58巻第683号・第684号、2010年8月・9月。

北川敬三「日本海軍から海上自衛隊へ——知的伝統の原点——」『海幹校戦略研究』第7巻第1号、2017年。

樋口俊作「『野外令』の性格を考える」陸上自衛隊教育訓練研究本部「記事等」、2023年。

樋口俊作「草創期の陸上自衛隊における『戦いの原則』の受容」陸上自衛隊教育訓練研究本部「記事等」、2023年。

増田弘『自衛隊の誕生——日本の再軍備とアメリカ』中公新書、2004年。

フランク・コワルスキー(勝山金次郎訳)『日本再軍備——米軍事顧問団幕僚長の記録』中央公論新社、1999年。

前原透『日本陸軍用兵思想史——日本陸軍における攻防の理論と教義』天狼書店、1994年。

西浦進『兵学入門——兵学研究序説——』田中書店、1968年。

佐藤徳太郎『軍隊・兵役制度』原書房、1975年。

片岡徹也「日本陸軍の兵学研究と漢学の祖型」『軍事史学』第25巻第2号、1989年。

中島信吾「戦後日本型政軍関係の形成」『軍事史学』第133号、1998年。

波多野澄雄・佐藤晋「アジア・モデルとしての吉田ドクトリン」『軍事史学』第156号、2004年。

渡壁正「私観浅史——自衛隊余話」『軍事史学』第156号、2004年。

木元寛明『陸自教範『野外令』が教える戦場の方程式』光人社、2011年。

秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』第2版、東京大学出版会、2005年。

John I. Alger, *The Quest for Victory: The History of the Principles of War*, Greenwood Press, 1982.